



第 27 回

今話題の平成 24 年度税制改正の内容(その 1)

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、「給与所得に関連するもの」の改正を解説します。

〔1〕給与所得控除額に上限を設定

(1) 給与所得の計算

給与所得の計算は、次のような算式によって計算します。

「給与所得の金額＝給与収入金額－**給与所得控除額**」

(2) 給与所得控除額とは

サラリーマンや会社役員などの給与所得者には、「**勤務に伴う必要経費の概算控除**」として「給与所得控除」が認められています。この給与所得控除は、給与の年収額に応じて定められおり、現行制度では上限はありません。

(3) 現在の給与所得控除額

給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
	1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30% + 180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20% + 540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円
	10,000,000円超	収入金額×5% + 1,700,000円

(4) なぜ改正されることになったの？

給与所得者の必要経費は、必ずしも収入に応じて増加するとは考えられないことや、他の主要国においても「定額」または「上限等があること」等から改正されることになりました。

法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。
小林 誉光 税制副委員長



(5)改正内容

給与収入1500万円を超える場合の給与所得控除額は、**「245万円(上限)」**を設定します。

*これに伴い、「特定支出控除」の見直しも行われます。

(6)改正の時期

所得税は「**平成25年分**」から、住民税は「**平成26年度**」から適用します。

(2) 特定支出控除の見直し

〔1〕の「給与所得控除に上限を設定」することにともない、「特定支出控除を使いやすくする観点」から、「特定支出の範囲を拡大」とするとともに、「特定支出控除の適用判定の基準を見直す」ことになりました。

(1) 特定支出控除とは(現行制度)

給与所得者が下記のような「特定支出」をした場合、その年中の「特定支出の額の合計額」が「給与所得控除額の総額」(適用判定基準)を超えるときは、確定申告により「その超える金額」を「給与所得控除後の金額」から差し引くことができる制度です。

(2) 特定支出の範囲(現行制度)

一定の①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費

*ただし、④資格取得費については、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費は認められていませんでした。これらは、「法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格」であり、必ずしも「勤務に必要な費用」と言えなかったからだそうです。

(3) 特定支出控除の範囲の拡大(改正内容)

上記のほか、⑥「勤務必要経費」として、**図書費、衣服費、交際費**を追加(65万円を上限)したほか、上記④の「資格取得費」については、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費も認めることにしました。(これは「**多様化する就労形態**」に対応するための改正といえます。)

(4) 適用判定基準の見直し(改正内容)

特定支出控除について、適用判定の基準を「**給与所得控除額の総額**」から「給与所得控除額の2分の1」に変更します。

(5) 改正の時期

所得税は「**平成25年分**」から、住民税は「**平成26年度**」から適用します。